

議案第 95 号

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

川崎シンフォニーホール条例（平成 15 年川崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
音楽ホール	262,770円	410,460円	581,570円	1,140,740円
楽屋	1,830円	2,850円	4,070円	7,940円
応接室	910円	1,520円	2,130円	4,170円
市民交流室	7,430円	11,610円	16,500円	32,280円
会議室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円
研修室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円
練習室	2,540円	2,950円	3,870円	9,360円
企画展示室	利用は 1 週間単位とし、1 日につき 19,550円			

別表の1施設利用料の表備考第2項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第3項中「4割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第4項中「8割相当額」及び「9割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「20,000円」を「20,370円」に、「15,000円」を「15,270円」に改め、同表備考第2項中「3割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎シンフォニーホールの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。